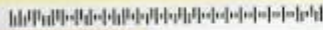


配達期間：2023.02.26迄  
243-0405 区分南3-6-65



期日通知書

原告 山村三郎 様

〒231-8502  
横浜市中区日本大通9  
横浜地方裁判所第5民事



横浜地方裁判所	<input type="checkbox"/> 第1民事部 係 045-664-8761	<input checked="" type="checkbox"/> 第5民事部 係A 045-664-8765	<input type="checkbox"/> 第8民事部 係 045-664-8768
〒231-8502	<input type="checkbox"/> 第2民事部 係 045-664-8762	<input type="checkbox"/> 第6民事部 係 045-664-8766	<input type="checkbox"/> 第9民事部 係 045-664-8769
横浜市中区日本大通9番地	民事訴訟事件係 045-664-8746		

〒252-1125  
神奈川県綾瀬市吉岡東1-14-35

山村三郎 様



事件番号 令和2年(ワ)第3631号  
受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件  
原告 山村三郎  
被告 山村金平

期日通知書

令和4年7月8日

原告 山村三郎 様

〒231-8502  
横浜市中区日本大通9  
横浜地方裁判所第5民事部ろ係A  
裁判所書記官 本間 晶 子  
電話 045-664-8765  
FAX 045-212-0334



頭書の事件について、期日が下記のとおり定められましたから、通知します。

記

期 日	令和4年8月2日(火)午後4時00分
	口頭弁論期日(判決言渡し)
場 所	第503号法廷(5階)

令和2年(ワ)第3631号\*

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原告 山村 三郎 }  
 被告 山村一家 } 担当裁判官 山田真紀 (申立対象者)

### 裁判官忌避申立

横浜地方裁判所 第5民事部口係A 御中 令和04・07・12日  
 申立人 山村 三郎  
 通信 090-3147-9120

#### 1・申立趣旨

頭書請求裁判の担当裁判官山田真紀に対する忌避は相当であるとの裁判を求める

#### 2・申立理由

総体理由

数回手続きをしてきましたが、実質口頭弁論しないでも山田裁判官は判決できるので、口頭弁論を終結するとした。

他方の忌避裁判は、「訴訟指揮」として却下か棄却である。

申立人・原告は、過去の被告(含・裁判所)が連勝は、虚偽と不正によつた勝訴である、之を番度「勝った勝ったと翳すのは容認できない」ので今回は、之を書面乃至口頭弁論で明かす事を求め且つ、今後書面化しない事・翳さない事且つ、これへの対峙を求めた裁判である。

そして、この確認をしない裁判・裁判官は、最初から交代を求め、同時に交代しても実質口頭弁論ないなら「納得できる求・説明」とした

この上、原告は本人訴訟であり訴状作文が不得手なことからも、口頭弁論で補足させてくださいとし、実質口頭弁論を執拗に求め続けた

ところが、山田裁判長は、全て一切を拒否・拒絶し通した。

之は裁判ではない、食業で裁判を繕っただけであり、実質裁判を求めている。それには、裁判官交代が当然必要である。

裁判所・裁判官の意地や面子ではない、国民当事者への真正の裁判を改めて求めねばならない状況にある。

(#8-5 裁判の本筋)

## 作文問題

前頁で少し触れましたが、これに関し訴状受付前に質問を受けている。つまり、訴訟主旨が明確でない求説明 との「補正命令？」があって説明した記憶がある。但し、本問書記官はないとしている・・・が、他方でも弁護士相談で「これは解らない・・・！」と云われている。これ等司法文に限らず作文が、わからないと周囲から云われることもなくはなかった、生来作文下手であるのかもしれない。

重要な主旨が、明確でなくば訴訟に影響は大でありこのことから口頭弁論は必須として幾重にも記述してきている。

然し、一切を遮断省略されてきた

## 本人訴訟問題

(#8-2 本人訴訟不利)

平成 6 年邪兄と最初の裁判でアタリが悪く県下で有名な受・買収弁護士にそれをされ以降弁護士が信用できない、もっとも裁判所からも不正されている身分であることを考慮すれば、信頼できるものはこの世にない。その結果として担当裁判体には、迷惑をかけることになるのかもしれない。然し、本人訴訟の方が、弁論回数は少ない司法統計になっている。この意味合いからすれば、国家社会貢献であるといえる。

ところがその果実として、本人訴訟者が軽く見くびられる、その証拠が当裁判の如く寄って集って潰し続けられる、高位者の性かであり、人間の本性であるのか新聞記事にもそれは露わである。 (#8-2 本人訴訟不利)

も1つは

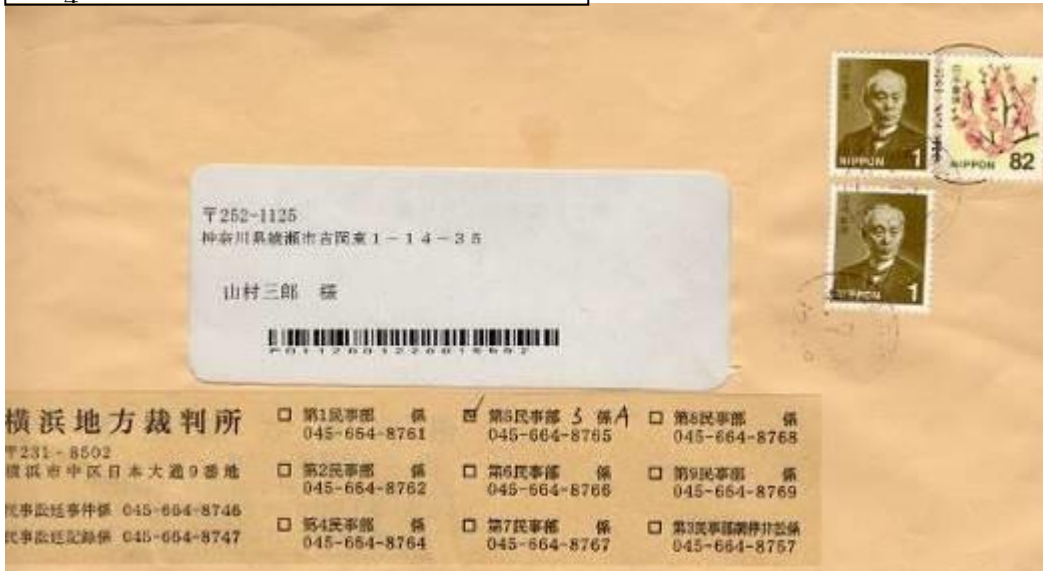
結果として時の長官がネットしている本人訴訟者の

「事案の実相・納得の得られる解決」 (新聞記事；本人訴訟不利)

は如何にも置き去りにされあらゆる場面で「訴訟指揮」で切り碎かれる。本人訴訟者も、同じ国民であることを再認識願ひ、平成 16 年の邪兄へ不正判決したように舵を正道に向け直し、「良心」を上乗せて真っ当な裁判をお願いいたします。そして邪兄が不正デタラメ判決を翳すことを止めさせてください。

お願いいたします。

令和 04・08・09 日 取込



〒252-1125  
神奈川県横浜市西区東1-14-35  
山村三郎 様

〒231-8502  
横浜市中区日本大通9番地  
民事訴訟事件係 045-664-8746  
民事訴訟記録係 045-664-8747

事件番号 令和2年(ワ)第3631号  
受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件  
原告 山村三郎  
被告 山村金平

期 日 通 知 書  
令和4年7月8日  
原告 山村三郎 様

〒231-8502  
横浜市中区日本大通9  
横浜地方裁判所第5民事部ろ係A  
裁判所書記官 本 間 晶 子  
電話 045-664-8765  
FAX 045-212-0334

頭書の事件について、期日が下記のとおり定められましたから、通知します。

記

期 日	令和4年8月2日(火)午後4時00分
場 所	口頭弁論期日(判決言渡し) 第503号法廷(5階)

1/1

特別送達



〒252-1125  
神奈川県綾瀬市吉岡東1-14-35

山村三郎 様



横浜地方裁判所

第1民事部 係  
045-664-8761

第5民事部 係A  
045-664-8765

第8民事部  
045-664-8768

令和4年(モ)第290号裁判官に対する忌避の申立て事件

決 定

神奈川県綾瀬市吉岡東1-14-35

申 立 人 山 村 三 郎

上記申立人から、横浜地方裁判所令和2年(ワ)第3631号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件(以下「基本事件」という。)について、裁判官山田真紀(以下「担当裁判官」という。)に対し、忌避の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件忌避申立てを却下する。

理 由

申立人は、担当裁判官に対し3度にわたり忌避申立てをし(令和3年(モ)第392号、令和4年(モ)第68号、同第103号)、いずれも理由がないとして却下決定を受けているにも関わらず、さらに本件申立てを行っているのであり、本件申立てが忌避の濫用として違法であることは明らかである。

よって、本件忌避申立てを簡易却下することとして、主文のとおり決定する。

令和4年7月25日

横浜地方裁判所第5民事部

裁 判 官 藤 岡



これは謄本である。  
令和4年7月25日  
横浜地方裁判所第5民事部  
裁判所書記官 本間 晶子



令和2年(ワ)第3631号\*

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原告 山村 三郎 }  
 被告 山村一家 } 担当裁判官 山田真紀 (申立対象者)

### 裁判官忌避申立判決への不服

横浜地方裁判所 第3民事部口係A 御中 令和04・07・12日

申立人 山村 三郎

通信 090-3147-9120

1・3度も忌避申立・・・受却下にも関わらず(ズウズウシイ厚かましい奴)司法試験も合格したであろう横浜地裁裁判官の面々は、余りの楽勝・・・合格で突っ走り過ぎてしまっている様に想える。

対して私は、諸兄からすれば頭は空っぽと云えるかもしれませんが・・・が、私は、コツコツと真面目にネットで調査を試みました。

結果は、先ず添付「口頭弁論等」です (資料口頭弁論等)

そこには、訴状不備への補正があったが、書記官はないとしてる、私はその「補正命令」を記憶していますがPCのどこに挿入したか不明です。

それにしても補正は、了承され裁判が進行された。

HPには・・・次の、準備書面に基づいて主張を述べ・・・とあるも、口頭弁論で述べさせなかった。そして次の証拠提出要求もなかった。(口頭弁論)添付「裁判官」・・・双方の主張を聴き(身を入れて聞く)・・・話し合いによる解決を目指します・・・とある。 (裁判官)

ところが、山田裁判官へ、コロナ禍での事情もあり書面でのやり取りを提案したが応答なし、さぞかし口頭弁論では、裁判主旨貫徹と期待したのが、これら提案や裁判条件等一切を拒絶、実質裁判なし・・・中身なし裁判条件

過去の裁判が「嘘と不正」で敗訴しているにも拘らず裁判の番度邪兄が勝ち誇る事情は不条理で容認できないこれへ如何様に想い・如何様に対峙しているかを問い質し、今後如何様に処理するか、同時に邪勝訴を書面化し翳すことを禁じた。その主な「不正と嘘」は、別表の通りである (不正表)

口頭弁論と称する前に原告事情を告示しこの事情が審議されなければ、先刻裁判官交代を示唆し、如何様にもそれが適わない場合は、納得できる説明を書類毎に求めてきた・・・にも拘らず、全て拒絶・・・裁判中身なし故裁判する意義がない、これは裁判以前の問題、正に訴訟詐欺である。

## 2・申立が忌避の濫用として違法は明らか・・・(文言)

前記裁判・・・口頭弁論を詐欺っておいて訴訟指揮は見当違いも甚だしい。裁判口頭弁論を繕っておいて中身に入らせない・その上説明もしないのを替わってください・・・が、濫用なら裁判の意義はどこにあるのか・・・裁判所の存在意義はない。3,200億円／100兆円は価値がない、現実には訴訟指揮以前・・・裁判以前の問題・・・強いてゆうならそれは「職権濫用」である。

即ち

(長官「裁判の心得」)

被告邪兄の「嘘と不正」そして平成16年裁判所の不正とその対峙を含めた総合的に問質し、書面乃至口頭弁論での明示を執拗に求めてきた。そもそも裁判料18,000円巻揚げて置いて裁判しない・口頭弁論しないのだから前代未聞の「訴訟詐欺」であり、その裁判しない事実を肯定しての「訴訟指揮」は、「職権濫用」以外言葉を知らない。

その上陳述してない書面を全て陳述とするのはこれも明確な「文書偽造」とゆう他にない。然も、省略して当たり前前に胸を張る書記官、国家上位者は、裁判所は裁判官食業と勘違いしてる・・・国民の審判をする。職責にある。改めて、山田裁判長の職責を問質す所存にある、その問質しは、刑事裁判に代えてうったえる。 (#8-5 裁判の本筋)

## 3・本人訴訟について

(#8-2 本人訴訟不利)

法廷傍聴すると、本人訴訟同士は懇切丁寧な対応が目につく、それが片方に弁護士が付く偏向形式になると弁士側に実質有利な展開になる。弁護士アンケート調査でも、71%が有利を認めている、同時に弁士依頼者とそうでない者の差別は弁士28%が望んでいる (東京弁士会)

新聞記事では、20～30%の差があるとしても、現実には付けない側がほぼ完全敗訴する、当騒動に見る通り邪兄側は、当初裁判で嘘のデッチアゲ事実が、証拠の一切がなくとも勝訴させ、好心証を得て弟は以降全敗・・・刑事事件でも、弟は一切不知・・・の上に邪兄供述書でも無関係が露骨に解るのを共謀として罰した・・・完全なる冤罪である。

最大のアクドイ不正は、平成16年工場移設を威力妨害した2審鬼頭捏造判決である。当捏造判決の為に今回がある、こんなチップケナ国民にも裁判所は容赦なく潰しを怠らない。国費の小さく大きな損害である。真面目に正直に裁判する者が、逆に蹴飛ばされ・・・場合に寄ったら殺される憂き目・・・民主国家と云い・法治国家とされるその片隅で人権・裁判権を剥奪するデタラメ国家・裁判官各位の自重を重ねて求め、真面目な公平公正真っ当な判決を死に物狂いで求め併せて、良心の判断を求める。

令和 04・07・28 日  
海老名局出てから速達手  
続きする

も 1 通

¥ 260→地検へ告訴状

5民 領収書		様
[証紙切手引受]		
第一種定形外(規格内) @140	94.0g 1通	¥140
小計		¥140
郵便物引受合計通数 1通		
課税計 (10%) (内消費税等)		¥140 ¥12)
非課税計		¥0
△計 合計		¥140
お預り金額		¥550
おつり		¥410
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2022年 7月28日 16:46 発行No. 220728A7962 端N62箱03 連絡先: 海老名郵便局 TEL:046-233-6789		

5民 領収書		様
[販売]		
260円普通切手		¥260
260円	1枚	
小計		¥260
課税計 (10%) (内消費税等)		
		¥0 ¥0)
非課税計		¥260
△計 合計		¥260
お預り金額		¥310
おつり		¥50
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2022年 7月28日 16:48 発行No. 220728J6416 端N62箱03 連絡先: 海老名郵便局 TEL:046-233-6789		



令和 2 年 (ワ) 第 3631 号\*

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原告 山村 三郎 }  
被告 山村一家 } 担当裁判官 山田真紀 (忌避申立対象者)

裁判官忌避申立判決への不服申立 (7/12 日の詳述)

横浜地方裁判所 第 3 民事部口係 A 御中 令和 04・07・28 日

申立人 山村 三郎

(文章案内; 行末青字は資料・証拠)

7/25 日付け忌避却下と 7/8 日判決通知への不条理申立 (忌避申立)  
I・3 度も忌避申立・理由がない・受却下にも関わらず (に付いて)  
司法試験も合格したであろう横浜地裁裁判官の面々は、余りの楽勝・合格で突っ走り過ぎてしまっている様に想える。

対して私は、諸兄からすれば頭は空っぽと云えるかもしれませんが、私は、コツコツと真面目にネットで調査を試みました。

結果は、先ず添付「口頭弁論等」です (資料口頭弁論等)

公開の場で争点等に必要なあらゆる行為をすることができるとし、終了するには、裁判所と当事者間で証明すべき事実を確認する・としている  
然も、今回手数料は、裁判長積算による追徴金しての裁判開始である。  
準備書面に基づいて主張を述べたとある、口頭弁論でわざわざ弁論請求しても、それをさせず、次の証拠提出要求さえもなかった。 (口頭弁論)

添付「裁判官」・双方の主張を聴き (身を入れて聞く)・話し合いによる解決を目指します等々通常の手続き行為は一切拒絶された。(裁判官)

他方、山田裁判官へ、コロナ禍での事情もあり書面でのやり取りを提案したが応答なし、ならば口頭弁論では、裁判主旨貫徹と期待したのが、これら提案や裁判条件等一切を拒絶、中身なし・実質裁判なし。

裁判条件

過去の裁判が「嘘と不正」で敗訴しているにも拘らず裁判の番度邪兄が勝ち誇る事情は不条理で容認できないこれへ如何様に想い・如何様に対峙しているかを問い質し、今後如何様に処理するか、同時に邪勝訴を書面化し騒ぐことを禁じた。その主な「不正と嘘」は、別表の通りである (不正表)

口頭弁論と称する前に原告事情を告示しこの事情が審議されなければ、先刻裁判官交代を示唆し、如何様にもそれが適わない場合は、納得できる説明を書類毎に求めてきた・にも拘らず、全て遮断・裁判中身なし故裁判する意義がない、これは裁判以前の問題、正に訴訟詐欺である。

(尚、上記不正表は文中の不正表と異なる)

忌避判決書には、・・理由がない・・と如何にも突き飛ばしているが、忌避理由にはそもそも触れたくないのが、邪な裁判所の心情である。即ち、5/13日付け「不服申立」2頁1行目の「24条」問題である。当訴訟の重大な核心を避けて通ってはならない、震源は裁判所である事。事象を掘り下げれば、過っての鬼頭史郎二の舞に通じる濃いウミが出る。これを隠して・・そらして切り抜けるのが、棄却・却下の本音である。為に原告は、主旨の(1)に据えて「附帯責任処理」を求めている。

(5/13日付け不服申立2頁・理由がないどころか、裁所側に有重大な理由) 裁判所は重々承知のはずですが、も1度問題を披歴しておきます。

先ず、平成15年邪兄からデタラメ「損害賠償請求裁判」が因元である。

1審は、兄弟不仲原因を判決書P5で (#5-3 損賠1審判決)

(1)邪兄は工場移設約束を勝手に破棄、一方的に兄弟付合いを絶った (兄悪) (8/29日)

同2審判決P5で弟が(平16年)

(2)・・鋼材購入金等を邪兄にタカリ断られて、兄弟断絶状態となった (弟悪) (8/29日)

並行訴訟「工場移設明示裁判」(仮請求100万/16千万円) 口頭弁論最終日

(3)原告請求100万円ー前裁判負債50万円=50万円 原告にやれば、この裁判は終わる。どうですか(兄弟だから?) 話し合いますか (勝訴を告示)

原告弟『・・一応判決お願い出来ますか・・』 . . . . . (平16/3/11日)

(4)高裁捏造判決(弟悪)が、送受(民訴法246条違反判決) . . . . . (3/未頃)

(5)鋼材購入タカリは、経営手腕のない身勝手な問題=弟悪→(2枚舌)→棄却

問題

(1)高裁不正判決;民訴246条判決事項違反=捏造判決で「工場移設裁判原告弟が悪い」って事、「工場移設明示裁判」は、上位裁判所から威力妨害され上目遣って「2枚舌判決」した→棄却(裁長;松田清)(5-3移判決)

(2)工場移設松田清裁判長は、受威力妨害と共に裁判官として非独立者ってことであり、自己の出世を優先した裁判官でその資格に欠ける

(3)鬼頭季郎高裁裁判長は、何故わざわざ違反してまで邪兄側へ加勢したか、何等かの利益供与がなければ、裁判長たる者違反はしない・・?。亦、不知であったなら3人雁首揃えて裁判官として・資格問題である。

貴裁判官等は、重大問題内蔵を雁首揃えて口頭弁論をしない算段である然も、工場移設約束は、裁判所自らが平成15年と22年の2回も認定済みである、邪兄へは捏造してまで鬣屑・加勢して、何故善行者弟原告へは真っ当な判決をしないのか、憲法76条良心はこのためにもある。或は、平成22年東京から呼び寄せた国営暴漢団による「ぶん殴り」だけでなく・・今度は(弟原告を)殺して事態をもみ消すのか・・如何 (求返答)

(平25検9318号)

理由がないどころか、裁判所の不正事情がアフシ充滿している。  
それを裁判所が隠しているのが現実・・・故に交代は必須である。

## II ・ 申立が忌避の濫用として違法は明らか・・・(文言)

裁判・口頭弁論を詐欺っておいて訴訟指揮は見当違いも甚だしい。  
裁判口頭弁論を繕っておいて中身に入らせない・その上説明もしないの  
を代わってください・・・が、濫用ならここでも裁判の意義はない・・・裁判所  
存在意義もない。予算 3,200 億円 / 100 兆円は価値がない、現実には訴訟  
指揮や裁判以前の問題・・・強いてゆうならそれは「職権濫用」である。

即ち (長官「裁判の心得」)

被告邪兄の「嘘と不正」そして平成 16 年裁判所の不正とその対峙を含  
めた総合問質し、書面乃至口頭弁論での明示を執拗に求めてきた。

そもそも裁判料 18,000 円巻揚げて置いて口頭弁論なしの裁判しない・  
のだから前代未聞の裁判所による「訴訟詐欺」であり、その裁判しない  
事実を肯定しての「訴訟指揮」は、正に「職権濫用」である。

口頭弁論で陳述してない書面を全て陳述とは、これも明確な「文書偽造」  
と云う他にない。然も、弁論無断省略して当たり前に胸を張る職員、国  
家上位集団裁判所は、裁判官食業と勘違いしてる、国民間の審判をする  
重要な使命にある。改めて、山田裁判長の職責使命を問質す所存にある、  
その問質しは、民事刑事裁判に代えてうったえる。 (#8-5 裁判の本筋)

## III ・ 訴訟指揮と既判力・・・→ 踏襲・・・裁判は・口頭弁論は

裁判・口頭弁論を過去には如何に懇願しても、勝手に省略されてきた。

時の長官は、「事案の実相を理解」することを基礎とし納得が得られる  
ことを根底に置いている一方、検事総長は、法と証拠に基づく公平公正  
な判断にあるとし、これに基づかない裁判は、その名に値しない・・・と。

振り返ります・・・ (#14 長官ネット・8-5 本来裁判)

平成 15 年の損害賠償裁判は、邪兄側に証拠はないのに勝訴している。  
今回の山田裁判は、実相理解や納得できる事情には一切ない、のみなら  
ず裁判所案内 HP にも尽く逆行・逆さまデタラメ進行である。

これは前記した通り・・・違反の塊で進行させてきている。それでも同僚  
が困込みで裁判当事者側に負事を擦り付けて、意地か面子を翳している。

(忌避への各判決)

平成 16 年損賠判決捏造判決から工場移設の 2 枚舌判決が、当訴訟の核  
心である事、これが裁判所の責任である事は最前より指摘してきている。

この不正判決が、後遺症で・今日拡大したことこれを取り上げ、不正で邪兄を勝たせたことを見返り、当方に振り向ける善処を求めたい。  
 邪兄へは、不正して既判力づけたのとは異なり・当方へは憲法76条良心で責任処理ができる。邪兄へはわざわざ不正して2枚舌で勝たせておいて、善意・善行訴訟者を無下に故意に敗訴させる筋道はない・・・！。  
 旧態依然とした訴訟指揮と踏襲を道連れた忌避判決は、不正の時代錯誤である、長官の「新たな工夫」であくまで、その責任処理を賜りたい。

#### IV・判決と称する書面は返却

本間書記官との問い合わせで山村次第で忌避は続く・・・どこまでかはわからないと聞き及んでいる。 (本間書記官のの電話の録音 CD)

亦、弁護士相談でも忌避手続きは、正規の手続きと聞いている。

同時に上記不正とデタラメ事情へは、相応な説明が必要であり、混生混乱の中での勝手な判決は、受け入れられないし真っ当な判決は有得ない。  
 その上、

邪兄の「嘘と不正」は、人間として如何様に想い・対峙しているか、そして今後不正判決の誇大表示を禁じる事を明示させることを求めている、これ等幾多の返答が不祥である。

併せて、裁判所が本命「工場移設約束」存在を2度にわたり認定して置きながら明確な処理をしないことは、明らかに無責任事情であり且つ、当訴訟は、これの明示を求めた裁判でもある。

私も当初は、こんなバカげたこと何時かは理解願えると思っていたのが関係のあらゆる部署から不正のされ放題となっていることは、正に捏造判決をきっかけの後遺症が大きく影響している・・・これを払拭するのが当訴訟である。

ところが、裁判所から殺されてもみ消される憂き目とは予想だもなかった・・・、これをも払拭対象であるのは当然である。

国家から国民が無下に「ぶん殴られる」その先は「殺される・・・？」憂き目とは、如何様なことか

これ等を勘案すれば、裁判所の良心と共に国家を背負って血の通った返答が賜れること祈念いたし朗報を期待いたします。

尚、今回送付書面は、青字の資料等は、送付済みでもあり不添付です  
 勿論必要に応じて・要請に応じて 送付はいたします

## 不正表

(赤色=邪兄・茶色=裁判所と弁士会・黒茶色=第3者)

#	隠蔽不正事項	内容	証拠(青字)・不正法検討
①	有印私 <b>文書偽造</b> (当方弁士買取)→ (平成6年(ワ)1737号) 記述証拠	登記抹消裁判判決書；本体8頁・赤線部 <b>偽造認定</b> 昭和52年相続弁士相談(偽造不知)→一切ダメ→諦める 1審=時効・2審=求・52年相談の証・ <b>弁士領収書不提出</b> <b>判決書本体P8；赤添え線部分</b> 刑法159・	
②	暴力等処罰法違反 →… <b>冤罪</b> (平成9年(ワ)1733号) 記述証拠	邪兄へ街宣を依頼す、受依者独断で邪兄訪問(刑60・222) 依頼者と打合日・受依者が時間余ったので独自訪問 街宣予告ともとれるが、依頼者弟は訪問を「 <b>一切不知</b> 」 <b>邪兄供述書P45・P14・17</b> ・P5品全頁	
	検察庁へ <b>虚言</b> 専門行 (虚言専門供述訪問) 記述証拠	供述書5頁品…検察庁へわざわざ「嘘」専門に <b>供述訪問</b> 多数書類に金銭支援が書込まれているが、 <b>金銭授受</b> は昭和 37年秋頃5万・7万の手形割引のみ・金銭授受は <b>一切無</b> ③ <b>供述書P5品ほぼ全部嘘</b> 刑法246-2・民訴209	
③	相続・遺言 <b>逸らし</b> ( <b>宣誓虚偽陳述</b> …と) (平成14年(ワ)3790号) 記述証拠	テタメ受・損害賠償裁判=粗野言動→敗訴・50万円支払判決 相続・父遺言・工場移設・断交宣告争いの核心逸らし裁判 揉消・画策悪巧みの証左は#2証文で <b>500万円謝罪</b> <b>判決書P5最下行・#2支店長証</b> 民訴209・刑法246-2	
④	<b>判決事項違反</b> (兄弟不仲原因)→ 鬼頭季郎 記述証拠	案件③裁判の2審判決での「 <b>補正</b> 」→ <b>民訴246違反</b> 1審；移設約束破棄→断交宣告・2審；鋼材購入資金等を タカリ断られて断絶状態…→ <b>捏造「補正」判決</b> <b>2審判決書P5最下行部</b> 弾劾法・(汚職？；刑法197)	
⑤	弁論終日→ <b>勝訴宣告</b> (判決詐欺) (平成15(ハ)3727号) 記述証拠	工場移設明示裁判；③移設約束存在・認定を基に裁判、 口頭弁論最終日「請求100万/16千万-前回裁判負債50 万=50万弟にやれば終る、話合うか…？」・『求・判決』 <b>法廷勝で訴宣告 判決書騙し討ち</b> ・刑法246-2 ( <b>判決詐欺</b> )	
	<b>2枚舌判決</b> (移設裁判) (③の判決関り) (裁長=松田清)→ 記述証拠	弁論終日=3/11日・ <b>送受・捏造判決=3/末</b> ・判決=5/21日 { 1審=兄が工場移設提示→昭和46年恒久策・受・ <b>断交宣告</b> 2審=鋼材購入金タカリ 2審判決その威力を採用→棄却 鬼頭季郎；弾劾法 松田；刑法246・裁所法49・憲法76	
⑥	口頭弁論潰 ( <b>法検証</b> ) 裁長:秋吉仁美； <b>2枚舌</b> ( <b>絶対証拠</b> ) 記述証拠	平成23年(ワ)2866号金額一任の残額請求…棄却 弁論は原被告書面確認のみ、「裁判長…!」と2回で退去命令 <b>絶対証拠</b> ・裁所法49・刑法・憲法・速法検討会デタラメ <b>発言P9</b>	

⑦	弁士会での面会 (次枠へ続く) 記述証拠	平成 14・03・21 日邪兄家先祖参り、蹴飛ばされ受傷 ○ 巡查長仲介・受傷治療費・金額一任払い約束→スッポカシ 治療費 11,240 円矢の催促→弁士会で 3 者話合→録音偽造
	隠蔽不正事項	内容 不正法検討
	録音偽造 面会→ (平成 22 年ワ 2228 号) 記述証拠	工場移設切出す→飯島奈津子弁士「裁判で終わってるダメ」 『なら話す事ない・帰る』 * 30 秒→35 分へ偽造 弁士会館入退出書・弁論調書・刑法 161 ノ 2・同 247
⑧	面談禁止裁判録音偽造 (平成 22 年ワ 2228 号) 記述証拠 判決日裁判所刊 受傷害	平成 15 年テ ｸﾗﾏ損害賠償裁判で断交宣告と工場移設約束 提言の破棄が暴かれ「負の重犯」揉消す為→出入禁止策略 弁士会館面会シクシリ有効策録音偽造し証拠提出・弁士増員 #02 店長証文・民訴法 209 宣誓後虚偽・刑法 172 虚偽告訴 平成 25 年検 9318 号、国営暴漢団雁字搦めて鈴木千春傷害行
⑨	平成 25 年(サ)82 号 損害賠償裁判(隠蔽) 記述証拠	訴状が録音偽造の説明し尽せない低・受判決 弁士会「面会・入室届(仮称)」提出要求(下行・させず) 邪兄側不存在し不提出・裁判所 1 ヲ月後・申し出却下(隠蔽)
⑩	不公正訴・告傷害無→ 不正裁判 傷害→ 公務妨害無(執猶予)→	判表③平 22 年刑(わ)2949 号務執行妨害傷害?・実刑 325 日 // ①平成 26 年検 9152 号傷害告訴・不起訴(診断 16 日) // ⑥平成 30 年刑(わ)659 号公務執行妨害被告;懲役 1 年
⑪	傷害慰謝料請求(㊸) (平 27 年(ワ)3791 号) 不正裁判 記述証拠	1 審; 資料見てない、傷害現場描写が原被告逆様判決 2 審; 新証拠提示被告へ質問・裁判長が代弁応答弁論終 被疑者傷害行為経路図で説明・不視故判決頓珍漢逆様

絶対証拠有

## 表について

当不正表中身は、判決等々原本のコピー、⑩実判決詳細は判例集にて  
当不正事項については抜粋表(枠)に名称に合わせて頁数を作成

また、不正表の番号順に結束し、表からの取り込表(枠)は若草色紙を表  
紙に使用し、番号毎に仕切った形にしました。

亦、挨拶案内状は水色紙を区別の為に使用しました、了承ください

また、各事項案件毎の証拠は、そのものズバリで納得願えるはずですが不  
詳明の場合は、その都度対応します、全て完璧な証拠を揃えています、そ  
のまま添付すると部数が嵩加むことで添付していません了承下さい。

## 送付書類

#	記号番号 名称	内容
	令 04・08・28 日付け	裁判官忌避申立書 P6 文 以下関連資料等
	令 04・05・13 日付け	忌避申立 (仮申立済)
1レ	忌避却下書	裁判所の裏事情・裏の不正理由を伏せての見下し判決書
2レ	5/13 日付申立書	訴状主旨解説して、裁判所の不正課題・訴状核心を解説 P5 文
3レ	口頭弁論-1・-2	提出資料に基づいて主張を述べるな令ど、争点整理等多くをする
4レ	15-2 裁判官-1・-2	表裁判官・裏書記官；各位の使命
5レ	不正表・平8年文偽造	表；邪兄は赤色・裁判所は茶色・弁護士会他＝濃茶色・文書偽造
6レ	5-3 損賠 1 審判決	兄弟不仲因＝邪兄が相続総抱えを隠すため断交宣告した・・・と
7レ	5-4 損賠 2 審判決 民訴 246 条違反補正	高裁鬼頭裁長に3レ捏造補正判決、断交は弟の鋼材購入金タカリ 当判決により、兄弟裁判が弟負に既判化され・・・負が踏襲化した
8レ	5-3 移 移設判決 相続裁判 (文書偽造)	当訴訟最重要事項；上記 2 審判決が不正判決し威力妨害した 口頭弁論最終日松田清裁長は弟勝訴告示・・・が威力妨害で 2 枚舌
9レ	平 22 年 面禁裁判	訴状・判決；損賠訴状同様デタラメ文、工場移設約束認定 P20
10	平 25 年第 9318 号	裁所暴漢団に雁字搦めされ、東京の鈴木千春からブンナグラレル
11	#14 裁判の心得	正に裁判の心得・・・インターネット文取込
12	#8-5 本来裁判	検事総長；裁判の本筋を解説、証拠に基づく公平公正を解く
13	書官と電話	裁判事項；裁所含む被告の嘘不正を質し、それへの対峙を問う

令和 04・08・12 日 海老名局より投函

送付書類整理しなおす・・・完了 23:30 分

¥210 品 返却判決書・・・？ (8/17 日追記)

領収書		様
[証紙切手引受]		
第一種定形外(規格内) @210 1通	131.5g ¥210	
小計	¥210	
第一種定形外(規格内) @140 1通	99.5g ¥140	
小計	¥140	
郵便物引受合計通数	2通	
課税計 (10%)	¥350	
(内消費税等)	¥31	
非課税計	¥0	
△計	¥350	
合計	¥350	
お預り金額	¥350	
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町 2-3-1 取扱日時：2022年 8月12日 9:42 発行No. 220812A8737 端N62箱01 連絡先：海老名郵便局 TEL:046-233-6789		

日付	書面名 又 内容	投函日	受日
7/8	期日通知書 8/2日 16時 口頭弁論(判決言渡)		9日 取込
12	裁判官忌避申立 2頁品	15	
12	裁判官忌避申立判決への不服	15	
12	特別抗告理由書(憲法)	13	
//	許可抗告申立理由書(判例)	13	
12	裁判官忌避申立・判決への不服	28	29着
21	令和4年(ラ許)258号許可抗告申立事件 高裁優次・鈴木尚久・湯川克彦		23
25	令和4年(そ)290号裁官に対する忌避申立事件 藤岡淳		
28	裁判官忌避申立判決への不服申立(12日の詳細) 7/25日付け忌避却下と7/8日判決通知不条理申立 (忌避申立) 前回2頁→4頁+不正表・表裏2頁+送付書類表	7/28	29着
8/2	判決・→棄却 裁官；山田真紀 18日本間書記官は、移動日を即答せず上司に相談後回答		5日受

8/18日電話 7/8日判決日通達 (山田真紀の通達 ?)

(本間書記官) 25日前3回忌避申立が、「理由がなく却下」(訴訟指揮)

却下決定→簡易却下(判決するため簡易却下?)

担当裁判官が変わっている・何時か? →答えられない

(8月に移動あるのか→ある・どれ位の頻度か→言えない)

(最初(昨年6月)から弁論省略するなら交代を要望してきた)

平成16年裁所の不正をごまかす為に判決を急いだ

判決以前の問題、裁所存立の根幹問題である・・・とした